

平成20年第2回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成20年6月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第46号	壱岐市合併振興基金条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第47号	壱岐市ふるさと応援基金条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第48号	壱岐市立一支国博物館条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第49号	壱岐市手数料条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第50号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第51号	平成20年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第52号	平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第53号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第54号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第55号	平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第56号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第57号	郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地(変更)、武生水C辺地(変更)、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第58号	財産の無償貸付について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第59号	字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第61号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	陳情第2号	壱岐市民病院における透析患者受け入れ体制の充実に関する陳情	厚生常任委員長報告・採択すべきもの 本会議・採択

日程第18	要望第1号	身障者でも、使用出来るプール場の開放について	厚生常任委員長報告・採択すべきもの 本会議・採択
日程第19	議案第62号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業経済部長 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第20	議案第63号	諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結について	産業経済部長 説明、 質疑、委員会付託省略、 討論・採決 本会議・可決
日程第21	同意第5号	老岐市固定資産評価員の選任について	市長説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・同意
日程第22	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・了承
日程第23	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・了承
日程第24	閉会中委員会継続審査・継続調査申出の件		申し出のとおり決定
日程第25	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (24名)

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	13番	鵜瀬 和博君
14番	中田 恭一君	15番	馬場 忠裕君
16番	久間 進君	17番	大久保洪昭君
18番	久間 初子君	20番	瀬戸口和幸君
21番	市山 繁君	22番	近藤 団一君
23番	牧永 護君	24番	赤木 英機君
25番	小園 寛昭君	26番	深見 忠生君

欠席議員（2名）

12番 中村出征雄君

19番 倉元 強弘君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君
消防本部消防長	山川 明君	病院事業管理監	市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長			山内 義夫君
教育次長	白石 廣信君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	牧山 清明君		
会計管理者兼会計課長			目良 強君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さんおはようございます。

倉元強弘議員、中村出征雄議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は24名であり定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告いたします。本日白川市長より追加議案5件の送付があり、議事日程表に追加いたしておりますので御了承願います。

日程第1. 議案第46号～日程第18. 要望第1号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第46号壱岐市合併振興基金条例の制定についてから日程第18、要望第1号身障者でも、利用出来るプール場の開放についてまで18件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

まず、初めに総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をします。

議案第46号壱岐市合併振興基金条例の制定について、原案可決。議案第47号壱岐市ふるさと応援基金条例の制定について、原案可決。議案第48号壱岐市立一支国博物館条例の制定について、原案可決。議案第56号過疎地域自立促進計画（変更）の策定について、原案可決。議案第57号郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第58号財産の無償貸付について、原案可決。

なお、陳情第1号の最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正、中小企業支援を求める陳情につきましては、さらに慎重な審査を必要とするために、継続審査の申し出をしております。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから総務文教常任委員長報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんのでこれで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会の審査報告をいたします。まず議案、件名、審査の結果の順です。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案番号、議案第49号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第52号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第55号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）、原案可決であります。

次に、陳情の件について委員会の審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告をいたします。

受理番号は陳情第2号です。件名は壱岐市民病院における透析患者受け入れ体制の充実に関する陳情であります。審査の結果は採択すべきもの、委員会の意見はあります。委員会の意見として、現在の壱岐市全体の現状は3病院で合計36台、週108人をカバーしている状況、一部病院では時間帯を工夫、夜間の診療も行われている。一方患者数は全体で91人から98人ということであり、稼働率88%から91%という病院側の説明でありました。しかし、年ごとに患者はふえており、また患者の高齢化を考えると、今後増床に向けての対策が早急に検討される課題と思われる。一番の問題はハード面よりはむしろ医師確保が急務であり、このあたりがまず解決されれば、ハード面の予算化はそうハードルも高くないと思われる。今回、この陳情も出されており、市においても医師の確保に最大限の努力をされ、早期にこのことが実現できるよう努力されたい。

次に、要望についての委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第138条の規定により報告をいたします。

受理番号は要望第1号であります。件名は身障者でも、使用出来るプール場の開放についてであります。審査の結果は採択すべきもの、委員会の意見としてありで、委員会の意見としまして、委員会でも検討したが、候補としては学校のプール等は警備を含め施設的に無理のようであり、サンドームもしくは勝本のB&G海洋センタープールあたりが要望に対応できる施設と考える。ただ施設の改修や専門職員の配置など課題も多い。市においてもこれらのことを身障者団体と話し合いを進め、お互いに理解の上で早急に実現に向け努力されるよう希望したい。

以上で報告を終わります。

○議長（深見 忠生君） これから厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） おはようございます。産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第50号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正については原案のとおり可決。議案第53号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決。議案第54号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決。議案第59号字の区域の変更については原案のとおり可決。議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については原案のとおり可決。議案第61号市道路線の認定については原案のとおり可決。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山予算特別委員長。

〔予算特別委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○予算特別委員長（市山 和幸君） 予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第51号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長（深見 忠生君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。
〔予算特別委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから各案件に対し討論、採決を行います。

まず初めに、議案第46号壱岐市合併振興基金条例の制定についてに対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第46号壱岐

市合併振興基金条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第46号壱岐市合併振興基金条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号壱岐市ふるさと応援基金条例の制定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第47号壱岐市ふるさと応援基金条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第47号壱岐市ふるさと応援基金条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号壱岐市立一支国博物館条例の制定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第48号壱岐市立一支国博物館条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第48号壱岐市立一支国博物館条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号壱岐市手数料条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第49号壱岐市手数料条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第49号壱岐市手数料条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第50号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第50号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第51号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第51号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第52号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第52号平成20年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第53号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第53号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第54号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第54号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行い

ます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第55号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第55号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号過疎地域自立促進計画（変更）の策定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第56号過疎地域自立促進計画（変更）の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第56号過疎地域自立促進計画（変更）の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画の策定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第57号郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第57号郷ノ浦辺地、武生水A辺地、武生水B辺地（変更）、武生水C辺地（変更）、沼津B辺地及び布気辺地に係る総合整備計画の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号財産の無償貸付についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第58号財産の無償貸付についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第58号財産の無償貸付については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号字の区域の変更についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第59号字の区域の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第59号字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号市道路線の認定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第61号市道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第61号市道路線の認定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号壱岐市民病院における透析患者受け入れ体制の充実に関する陳情に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2号壱岐市民病院における透析患者受け入れ体制の充実に関する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第2号壱岐市民病院における透析患者受け入れ体制の充実に関する陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、要望第1号身障者でも、使用出来るプール場の開放についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから要望第1号身障者でも、使用出来るプール場の開放についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この要請に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、要望第1号身障者でも、使用出来るプール場の開放については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第19. 議案第62号

○議長（深見 忠生君） 日程第19、議案第62号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 各議案の説明につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第62号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。本日提出でございます。

記、契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額4億829万9,850円、契約の相手方、壱岐市芦辺町中野郷本村触800番地、壱岐土木工業株式会社、代表取締役山本員光。提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

資料の説明をさせていただきたいと思っております。3枚目の図面をお開きいただきたいと思います。今回工事いたしますところは、外防波堤が30メートル、基礎工が55メートル、堤体工が30メートル、消波工が40メートル、上部工が30メートルでございます。この防波堤につきましては、藻場造成も兼ねております。外側の、外海のほうにつきましては、おおむね40メートル程度を藻場造成をするようにいたしております。アワビ、サザエの産卵ができるようにの造成でございます。内海につきましては、畜養施設ができるような施設を併用してつくるようにいたしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 参考のために、予算的な内訳、項目も含めてちょっとお聞きをいたします。何項目かあると思いますが。たとえば、国が幾ら、県が幾ら、起債が幾らとか、そ

ういう項目ですよ。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 大変申しわけございません。準備不足でございましたのでちょっと時間をいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） ということでございますけれども、いいですか。（発言する者あり）ほかに質疑ございませんか。24番、赤木議員。

○議員（24番 赤木 英機君） 本来、予算委員会でそれを調べてもらうべきだったんですが、私は違う角度で、これ前からの工事ですから、今回が初めてじゃないんですけど、いろいろ財源等については何でしょうけど、これだけ財政が厳しくなりましたが、この最低価格というのは撤廃はできないものですかね。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 工事によって最低制限価格がない場合もございますが、こういう公共工事につきましては、適正なる工事をしてもらうということで、適正なる工事ができる範囲内での最低価格ということを設定しておるところでございます。

○議長（深見 忠生君） 赤木議員。

○議員（24番 赤木 英機君） それは研さんもあるわけですし、そしてまたべらぼうに安く取られても採算合いませんから、業者の方も考えておられるでしょうから、本来ですとこれだけ厳しくなると、なるだけ安くして執行残を残すというような方法をしていかないと、今壱岐市の財政から見まして今後厳しいんじゃないかと、かように思いましたので、今質問いたしました。今の部長の答弁は一応わかります。

○議長（深見 忠生君） 答弁は要りませんね。ここで、先ほどの近藤議員の質疑に対する答弁の報告ができそうですので、山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 近藤議員の質問にお答えをいたします。大変遅くなって申しわけございません。国庫補助率が80%、県費が1.75%、合計で81.75%でございます。残りについては起債で対応いたしております。全体が一緒の補助率でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員、いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第62号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第63号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第20、議案第63号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結についてを議題とします。山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第63号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結についてを御説明いたします。

諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求め、本日提出でございます。

記、契約の目的、諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額2億5,382万8,050円、契約の相手方、壱岐市勝本町大久保触1726番地、株式会社松本建設、代表取締役松本常敏。提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要があるものであります。

資料の御説明をいたします。3枚目の図面をお開きいただきたいと思います。現在の防波堤の補強をするために、その周りにまた消波工を置く工事でございます。基礎工が57メートル、消波工が57メートルでございます。補助率につきましては、先ほどの八幡浦漁港と同じでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。23番、牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） 入札についてお伺いしたいと思います。

9社中8社が最低制限価格で失格ということであり、最低制限価格の意義はわかりますけど、9社中8社も失格ということになると、最低制限価格の設定に問題があったのではないかと考えております。この点について、市長は無駄遣いをなくすと言っておられますけど、これこそまさに無駄遣いと考えております。9社中8社が失格になったそこら辺を市長としてどう考えてあるかお聞きしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 最低制限価格の設定の内容につきましては、担当部長に説明をさせますけれども、その設定の中で、くじを引いて決めるということでございますので、恣意的なものはないと考えております。その方法につきましては、契約担当課長に今から説明をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 予定価格をまず設定いたしまして、その87%が最低価格ということになっております。その87%でございますが、業者を抽選で2社選定をいたしまして、2社でさらに87%プラスあと2つコンマゼロゼロの数字をそれぞれくじで決定をいたしております。これが最低制限価格ということになっております。今回こういった最低制限価格を下回って失格というのは、以前にも昨年もこういったケースがございました。この設定につきましては、ランダムで小数点以下を業者に決定をしていただいております。ですから入札後にこの数字というものを発表いたしておりますので、こういう結果があり得る場合もございます。

以上でございます。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） 入札のほうは私なりに若干ランダムを勉強したつもりでございますけど、一般市民から見れば、こういうのは9社中8社、最低価格を割って不落札ということになれば、一般市民から非常に疑いを持たれるもととなります。入札の方法等について、ランダム方式をやっぱり説明の必要もあるんじゃないかと思って、一般市民の方はほとんど知らないと思いますので、不信感を招くもとになると思いますので、今後何かの方法をとっていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 御指摘につきましては、研究をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第63号諸津漁港竹ノ浦防波堤（改良）工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第21. 同意第5号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第21、同意第5号壱岐市固定資産評価員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔副市長（久田 賢一君） 退場〕

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第5号壱岐市固定資産評価員の選任について、次の者を壱岐市固定資産評価員に選任にする。本日の提出でございます。記、住所、壱岐市郷ノ浦町大原触680番地、氏名、久田賢一、生年月日、昭和26年2月13日、提案理由、固定資産評価員の選任については、地方税法、昭和25年法律第226号第404条の規定により議会の同意を得る必要がございます。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 人物本位でなく、申し上げますが、税の公正公平の観点、ここに市のナンバー2が過去にも助役を選任という例もありましたけども、やはりそういう方がつけばどうしても市に有利とか、方向性を引っ張っていく、その辺で公正公平が失われるというのは常識の範囲です。だからなるべくこういう人事は避けた方がいいと。今まであったかもしれませんが、避けたほうがいいという気がいたしますが、市長はその辺いかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 固定資産評価員につきましては、税法に規定されているということで御承認をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） それはわかるんですが、公正公平な観点からいかがでしょうかと、やっぱり5人か6人いらっしゃるわけで、副市長の意見にどうしても追随する部分が多々あると思うんですよ。この件に限らず、いろいろ市の中枢の人が委員会あたりにおれば、どうしても引っ張っていく指導していく、だからそんならそれでいいよというような方向に行きかねないと、そうなればやはり市としては余計にとりたい、余計に税をかけたい、でも市民から見たらなるべく税は安い方がいい、なるべくかけてほしくない、この辺がどうしても市の意向に沿った形になりかねないということを申し上げているわけで、その辺のお考えをちょっとお聞きしよう。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 固定資産評価員につきましては、このほかに評価補助員とかいうのがございまして、きょうは評価員でございますけど、評価補助員の意見を十分尊重して、議員御指摘のような心配はないように、務めさせたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。21番、市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 今近藤議員からもお話があってございましたけれども、これは副市長は他市にもこうした選任されたところはありますか。私最初は同姓同名と思っておったんですね。ちょっと今ここで確認してみるとそういうふうになっておりますから、やはり私はちょっと不適切なような感じがいたしますけれども、市長はそれでいいということですが、他市に例がありますか。条例とか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 他の市のことは正直申し上げて情報は持っておりません。申しわけありません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 市山議員いいですか。ほかにありませんか。
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第5号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第5号壱岐市固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第5号壱岐市固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

〔副市長（久田 賢一君） 入場〕

日程第22．諮問第3号～日程第23．諮問第4号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第22、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についておよび日程第23、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。本日の提出でございます。住所、長崎県壱岐市勝本町仲触90番地82、氏名、田口チズ子、生年月日、昭和15年4月20日、提案理

由でございますが、これは人権擁護委員の後任候補者を推薦し法務大臣より委嘱していただくため、諮問をお願いするものでございます。人権擁護委員田口チズ子氏が平成20年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため提案するものでございます。なお、経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。本日の提出でございます。住所、長崎県壱岐市石田町池田仲触883番地、氏名、野本肇、生年月日、昭和18年5月27日、提案理由でございます。人権擁護委員野本肇氏が平成20年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため提案するものでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号及び第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、各案件に対し、討論、採決を行います。まず初めに諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

日程第24. 閉会中委員会継続審査・継続調査申出の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査の件について、会議規則第104条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

日程第25. 議員派遣の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第25、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その

他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よってそのように取りはからうことに決定しました。資料配付を行いますのでしばらく休憩をいたします。

午前10時58分休憩

（資料配付）

.....
午前11時00分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。ここで白川市長よりあいさつの申し出がありますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月6日より本日までの14日間、本会議並びに委員会を通じて、各議案に対し慎重なる御審議を賜りましたところ、全議案について可決、御承認を賜りました。議員各位におかれましては、連日にわたり大変お疲れさまでございました。衷心より感謝を申し上げますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

申し上げますまでもなく、原油高騰等により、本市の基幹産業であります第一次産業は大きな痛手を受けております。離島の生き残りをかけ既存の産業振興はもちろんのこと、新しい産業の育成を図ることが重要だと考えております。さて、去る17日未明にはことし初めてとなる大雨警報が発令されるなど、いよいよ梅雨も本格化してまいりました。今後は台風の襲来や長雨などにより、災害の起こる危険性が非常に高くなることが予想されます。壱岐市といたしましては、防災への誓いを新たに、危機管理を徹底し、安全安心に暮らせるまちづくりにより一層取り組む所存でございますので、議員並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、一般廃棄物処理の件につきまして、一部誤解を招いた点があるように思われますので、私の基本的な考えを宣言文という形でお示しさせていただきました。お手元の文を読み上げさせていただきます。

壱岐市循環型島づくり宣言、壱岐市長、白川博一。

今、食料と燃料の高騰が世界を新しい混乱のるつぼに引きずり込もうとしています。大量生産、大量消費、大量廃棄社会の歯車は国民的反省の高まる中でも、なお回り続け、「土から出たものは土に返す」という先人たちの知恵すら失われようとしています。我が壱岐の島は暖流に包まれた“夢の浮島”であり、海と耕地と水に恵まれ、海幸彦、山幸彦が同居する島です。江戸時代には自給自足をほぼ達成しながら、大量の年貢米を島外に持ち出していました。食料から剰余した麦類で麦焼酎を発祥させ、独自の文化を育み、牛は平安の昔から朝廷の牛車を引き、「自給自足のおすそ分け」を周囲にもたらず島でした。世界が困難な時代に突入した今、私たちは愛するこの島において、でき得る限りの循環型社会を工夫し、育て、“自給自足のできる島”という理想を現実のものとして追い求める深い決意をするものです。

これまで燃やされていた生ごみは、たとえ手間をかけても堆肥として再生させ、安全でおいしい農産物としてよみがえらせます。やはり燃やされていた食品廃棄物を家畜飼料として再生できないのか、最先端技術導入も含めて模索します。ごみの焼却とし尿の処理の現有計画についても、これをベースにしつつ、全国からの知恵をおかりしながら、より循環的で合理的な改善の案を集めます。壱岐市は新しい循環型の島づくりのスタートに当たって、高らかな理想と直視すべき現実に正面からがっぷり四つに組むことを宣言するものです。

以上、申し上げまして閉会のごあいさつをさせていただきます。大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして平成20年第2回壱岐市議会定例会を閉会いたします。大変皆様お疲れでございました。

午前11時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

副 議 長 小園 寛昭

署名議員 赤木 英機

署名議員 小園 寛昭

署名議員 音嶋 正吾